

## 社会活動基金運用に関する規定

### (基金の目的)

第1条 本規定は、金森博雄名誉会員が長年の地震学の研究によって平成19年に受賞された京都賞の賞金の一部について、地震災害後の被災地・被災者のために社会活動を行う資金に充当する目的で、日本地震学会に寄付したことをきっかけに設けられた「社会活動基金」の使用、運営等の実施細目について規定するものである。

### (基金の運用方法)

第2条 本基金は、日本地震学会が主催または共催する以下の一項に該当する事業に対して支出することができる。

- (1) 地震災害の被災地で、地元の住民向けに行うセミナーや説明会などの開設準備や実施。
- (2) 地震災害の被災地に対して地震学が貢献できる社会活動のあり方に関するシンポジウムなどの実施。
- (3) 全国各地で想定される地震災害の被災後に、住民らに解説を行うために必要となる地方単位での地震活動を分かりやすく説明できる資料の作成。
- (4) その他、地震学会が地震災害の被災地だけでなく、地震で被災が想定される地域住民に対して貢献できる社会活動。

### (基金活用の発議)

第3条 前条セミナーやシンポジウムに関しては、日本地震学会の会員からの提案や、被災地からの公募を元に、大会企画委員会、災害調査委員会及び普及行事委員会からの発議と理事会の承認により、実施担当者を決め、本基金を活用した事業を実施する。その目的のために3委員会共管のワーキンググループを設置する。

### (報告)

第4条 第3条に基づいて決めた実施担当者は、基金で実施した事業の終了後、できるだけ速やかに理事会に対して会計報告を行う。また、実施結果をニュースレターや広報紙「なみふる」を通じて会員や社会に広く伝える。本基金からの支出以外の収支があった場合には、全体としての会計報告を理事会に対して行う。

### (目的外取り崩し)

第5条 本基金を目的外取り崩しする場合には、理事会にて過半数の出席のもとで、3分の2以上の議決を必要とする。

2. 上項にかかわらず、監事が反対意見を述べた場合には、これを認めない。

(事業報告)

第6条 会長は事業内容を年度毎にとりまとめ、社員総会で報告する。

(規定の改廃)

第7条 本規定の改廃は、理事会の承認を得て決定する

付則 1. この規定は2009年4月20日より施行する。

改訂 1. 2018年3月9日(3条の改訂、開催地公募の導入のため)